

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

スコットランド総合教職評議会（General Teaching Council for Scotland）の設立に関する小論： 教師の専門的地位及び資質向上のための制度的基盤 確立過程の検討

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 公開日: 2016-10-17 キーワード (Ja): General Teaching Council for Scotland, 教師の専門職団体, 教師の専門的資質, 教師の懲戒 キーワード (En): 作成者: 藤田, 弘之 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学
URL	https://doi.org/10.18956/00007705

スコットランド総合教職評議会 (General Teaching Council for Scotland) の設立に関する小論

— 教師の専門的地位及び資質向上のための制度的基盤確立過程の検討 —

藤 田 弘 之

要 旨

本論文は、今日教師の専門職団体として確固たる位置を占め、教師政策の形成及び教師の専門的資質向上にきわめて重要な役割を果たしているスコットランド総合教職評議会がいかなる過程で設立され、それは当初どのような活動を行い役割を果たそうとしたか、またその設立初期をどう評価できるか等について、1960年代から1970年代初頭の設立期を中心に、調査入手した第一次資料を検証しつつ明らかにした。スコットランドにおいて教師の専門職団体設立の動きは、1950年末より本格化し1966年に世界で初めてこのような団体が設立されたが、これはイングランドの同種団体の設立に影響を及ぼした他、世界の相当の国がこれを参考にして類似の団体を設立した。したがってこの評議会の設立過程を研究することは、教師の自律的・自己規制的専門職団体の在り方を考える際きわめて重要であると考えている。

キーワード：General Teaching Council for Scotland、教師の専門職団体、教師の専門的資質、教師の懲戒

1、はじめに

本稿は、教師の専門的地位及び資質の向上を目指して、1965年スコットランド教職評議会法 [Teaching Council (Scotland) Act] に基づいて設立された教師の自律的・自己規制的専門職団体であるスコットランド総合教職評議会 (General Teaching Council for Scotland、以下スコットランド評議会、または評議会と略す) が、いかなる過程で設立されどのような組織が誕生したか、またそれはどのような活動を行い、役割を果たそうとしたか、さらにそれは教師の専門職性の確立にいかなる意味を持ったか等について検討することを目的とする。

さて、学校の種別にもよるが歴史的に見ると教師の地位は必ずしも高いものではなく、不安定であり、給与や勤務条件も決して恵まれたものではなかった。19世紀に入り公教育制度が整備され、これに関わる教師の数が増えるとともに、その資質能力や地位、勤務条件の改善が問題となってきた。そして、専門職として教師の地位を高めようとする動きが生じ、教員組合をはじめとする団体が結成され活動を始めた¹⁾。

教師が専門職として地位を確立するため不可欠とされる要件の1つに、給与や勤務条件を問題にする教員組合とは異なる専門職団体を設立することがあり、こうした団体を結成すべきことが論じられた。すなわち医師や弁護士などの団体に見られるように、教師の場合もこうした専門職団体への加入を条件とし、その団体は加入資格を設定し、倫理基準を定め、不法行為を行ったり職務能力に劣る場合には、この団体の基準によってこうした不適格者を自律的に排除あるいは規制し、専門職としての資質能力や地位を維持し、これらによって公的承認を得ることが目指されたのである。このような団体結成の動きは19世紀中期以後生じ、20世紀に入るとその具体化に向けた動きが進展した。筆者はすでにこのような専門職団体の一つであるイングランド総合教職評議会（General Teaching Council for England、以下イングランド評議会と略す）の設立と変遷について論じた²⁾。イングランドにおいては1998年の教育及び高等教育法（Teaching and Higher Education Act、以下1998年教育法）に基づいてこのイングランド評議会が設立され活動を始めたが、2010年に成立した連立政権の下でおりからの準自律的非政府組織（Quasi-Autonomous Non-Governmental Organisations）改革の一環で2012年に廃止され、以後その役割が教育省（Department for Education）に取り込まれた。筆者はイングランド評議会研究のためイギリスの公文書館において諸種の公文書の調査を行ったが、その過程でこれがすでに設立されていたスコットランド評議会から相当の影響を受けて設立されたことを知った。

スコットランド評議会は1965年のスコットランド教職評議会法によって設置され、それ以後教師の資質能力向上のための活動を続け今日に至っている。イングランドにおいて教師の専門職団体を設置しようとする動きは19世紀初頭から始まるが、20世紀に入り本格的な動きが生じるのは1970年代においてである。これ以後イングランド評議会が設立されるまでにその設立運動に関わった人々、また中央教育省の関係者の一部は、スコットランド評議会の関係者から情報を得、交流を持ち、あるいは現地視察を行った³⁾。実際1998年教育法案の起草にあたった人物の一人で、当時教育雇用省（Department of Education and Employment）に勤務していたハンター（Hunter, A.）は筆者に対して、法案起草の過程で、また法律が成立してそれを実施する過程で、しばしばスコットランドの情報を得、またスコットランドを訪れたと証言した⁴⁾。さらに成立した制度を比較すると類似している点が多々ある。

実際スコットランド評議会は世界で初めて設立された教師の専門職団体であり、イングランド評議会の設立に影響を与えた他、世界の相当数の国がこれを参考にし、またはモデルとして同種の団体を設立し、あるいは設立を検討した⁵⁾。イングリシ（Inglis, W.B.）は、「(前略) 教育専門職の自治を推進する方策は過去にほとんど成し遂げられなかった。この領域の最も重要な努力の一つは1965年スコットランド教職評議会法に基づくスコットランド教職評議会の設立であった」と述べ⁶⁾、その検討が教師の専門職性を検討する際極めて重要であると述べている。

こうした教職専門団体の検討は、中央省の優位、教師の自律性の低下、多忙化、管理主義、成果主義等、種々の面において我が国及び一定の国で進む今日の教師の非専門職化の状況を再検討する基礎資料としても重要であると思われる。本稿は以上の検討をふまえて、スコットランド総合教職評議会の設立に至る過程及び設立直後の活動を明らかにしようとするものである。

さて、スコットランド総合教職評議会に関する先行研究であるが、我が国において本格的にこれを扱った研究はないと思われる。イギリスにおける研究であるが、特にイングリシスの論文とマセソン（Matheson, I.）の著書が重要であり参考になる⁷⁾。スコットランド評議会についてはこの他にも特定の観点から一定数の論文が散発的に出されており、またスコットランドの教育制度や教師問題を扱った多数の著書の一部でこれが論じられている。本論文は、これらイギリスにおける研究を参考にしつつ、筆者が独自に調査して集めた第1次資料や行ったインタビューの情報等を基礎として点検検証しつつ、スコットランド評議会の設立過程を明らかにしようとするものである。

ところで、今日に至るスコットランド評議会の成立史はおおむね次の3期に区分できる。すなわち、1960年代初頭から1970年代初期までの設立期、1970年代中期から1990年代に至る制度確立に向けた改革の時期、1990年代末以後今日に至る制度確立期の3期である。

本論文は、特に1960年代初期から1970年代初期までの設立期を中心に、この時期にスコットランド評議会が、いかなる背景のもとで、またどのような構想の下で設立されようとしたのか、そうした構想はどのように具体化されていったか、設立されたスコットランド評議会はどのような組織の下でどのような活動を始め役割を果たしたかなどを明らかにする。その上で設立期のそれがどのような問題を抱えていたか、また同時にどのような成果を上げ、その後の制度発展を鑑みてどのように評価できるか等について検討を行う。



資料1 エジンバラ郊外にある現在のスコットランド総合教職評議会庁舎
(2015年9月1日、マセソン博士撮影)

2、スコットランド総合教職評議会設立の構想

(1) スコットランドにおける教職専門団体設立の背景

イギリスにおいて教職専門団体を設置しようという動きはイングランドが先行した。すなわち、19世紀の初期に医師や法律家の専門職団体が結成されようとする動きを背景にして、教師の専門職団体を結成しようとする動きがイングランドで始まった。しかし、こうした専門職団体の設置は、その後成立してくる多様な教師集団や教員組合の間の利害の対立や軋轢、また政府とこうした教師諸集団との対抗などのために困難を極め、一時的に設置されることはあったが短時間で消滅した。結局イングランドにおいてこうした団体が設置されたのは1998年教育法の制定によってであった。これに対して、スコットランドにおいては、19世紀にこうした専門職団体を設置しようという議論はあったものの大きな動きはなかった。この動きが出てくるのは1950年代以後であった。しかしいったんこの動きが出てくるとスコットランドにおける対応は早く、1965年にスコットランド教職評議会法が成立し、これに基づき1966年にスコットランド評議会が設置され活動を始めた。

ところでスコットランドにおける教育や教師に関わる問題の管理統制であるが、16・17世紀ごろより教会が徐々に教育に関与を強めるとともに教会関係団体がその管理統制の役割を担ってきた。19世紀に入り教育への国家関与が始まり中央に枢密院教育委員会（Committee of Privy Council on Education）が設置されたが、スコットランドにおいても徐々にその関与が進んだ。しかし、イングランドで1870年に初等教育法（Elementary Education Act）が制定された後に成立した1872年のスコットランド教育法 [Education (Scotland) Act] は極めて重要であった。すなわち、この法律によって実質的に教会から国家に教育の管理が移行していった。そして、この法律によってスコットランド教育局（Scottish Education Department）が設置され、これが教育や教師に関する問題を所管し、行政を行うようになった。その後このスコットランド教育局は1885年に設置されたスコットランド庁の管理下に入り、さらに1939年の制度改革によって、スコットランド大臣の統括の下で職務を行うようになった⁸⁾。

スコットランドにおける教師関係団体であるが、1847年にスコットランド教育協会（Educational Institute of Scotland）が設立されている。このスコットランド教育協会は世界で最も古い教員組合と言われており、以後スコットランドにおける教育改革や教師の専門的地位の向上に一定の役割を果たしてきた。これは現在でもスコットランドにおいて最大の教員組合であり、教師のほぼ80%が加入している。スコットランドにおいては他に、スコットランド教員協会（Scottish Schoolmasters' Association）、スコットランド中等学校教員協会（Scottish Secondary Teachers' Association）、その他の組合がある。これらはスコットランド教育協会が主として初等学校の男子教師の利害に重きを置くことから、女子教師や中等学校教

師などの利益を守るものとして、それぞれ1934年、1944年に設立されたものである⁹⁾。これらの教員組合は20世紀に入ると徐々に教育政策の形成に関与し、一定の影響を及ぼすようになってきた。教師政策に関しては、特に1958年に設置されたスコットランド教師養成評議会（Scottish Council for the Training of Teachers）が重要であった。この評議会には教師の代表が参加した。そして、これは教師養成機関の活動の調整、教師養成や教師需給問題に関するスコットランド大臣への助言、教師養成機関新設の提言、また教師養成機関への入学資格、教師資格の付与などの規則の作成などの役割を果たした。教師の団体はこうした組織を通して不十分ながら一定程度その要求や考えを教育政策に反映できるようになっていた。

さて、スコットランド評議会設置に向けての動きが本格化するのは1960年代に入ってからである。それは第2次大戦後の教育状況、あるいは教育改革の進展が背景にあった。すなわち、第2次大戦後、スコットランドにおいてもベビーブームの影響で児童生徒が急増した。これに加えて、戦後の福祉国家化の動きの一環で進んだ教育の機会拡充の政策に伴う義務教育年限の15歳までの延長問題があった。こうしたことにより教師が大幅に不足し、必要な教師を確保することが当時の政府の最重要課題の一つになった。政府は教師を確保するために復員軍人やすでに退職した元教師の雇用、その他の一般の人の雇用等、特別な教師確保計画を策定し、教師養成や教師採用基準を大幅に緩和した。この結果無資格教師の雇用が増大していった。

こうした無資格教師の雇用の増大に危機感を持ったのは、すでに省から正式の免許を得ている有資格教師たちであった。彼らはこれにより教師の専門的資質能力が低下し、教師の地位や権威、モラルが低下すること、またこれに伴い教師の給与や勤務条件が悪化することを問題にした。そして、1960年に政府が教師養成の新たな緩和策を公表すると、1961年にグラスゴーのスコットランド教育協会の組合員が無資格教師増加阻止を訴えて歴史上初めてストライキに入り、この動きはスコットランドの他の地域にも広がった。こうした中でスコットランド教育協会のハウストン（Houston, A.）とランビー（Lambie, D.）が中心となって教師の専門職団体の設立をめざして、検討会議を呼びかけた。この会合は1961年5月8日に開かれたが、これに1000名以上の教師が参加した。この会合では医師や会計士と同様の教師の専門職団体を設置すべきことが議論された。そしてこうした団体が、教師の専門的資質能力を維持するため基準や資格を決定し教師になる人物を統制すべきこと、有資格者を認定する登録制度を設けるべきこと、不適格教師についてはこの団体が懲戒を行うとともに該当者を排除すべきこと、専門職としての独善性を防ぐように団体に他の分野の人々も関与させるべきことなどが話し合われた¹⁰⁾。この会合で提案されたことが何を参考に、またなぜこのような提案がなされたかについては、関係文献や資料を綿密に調べたが明らかにできなかった。こうした提案について、関係者が医師などの既成専門職団体を参考にして構想したことは明らかであるが、彼らがイングランドにおける19世紀以来の専門職団体設立や教師登録運動などの動きの情報を得ていたことも推察で

きる。

以上のような状況の中で政府はその対応に迫られたが、ついに議会において教師に関わる問題のための検討委員会設置の方針を表明し、同年末に検討委員会が設置されることになった。

(2) ホイットレー委員会によるスコットランド総合教職評議会設立の提案

政府は、教師問題の検討委員会の議長に当時司法官 (Senator of the College of Justice) であったホイットレー卿 (Lord Wheatley) を任命し、彼の下で1961年11月9日に委員会が設置された。この検討委員会は委員長を含めて22名の委員から成っていたが、これらの委員は教員組合関係者ならびにその他の教師8名、地方教育当局関係者7名、中央教育当局2名、他3名から構成されており、広く教育関係者の意見を聴取しようとするものであった。

この委員会への付託事項は、「教育サービスの諸要件、および他の専門職に関わる実践に鑑みて、教育する能力の証明書の付与、ならびに取り消しの現在の諸制度につき再検討を行うこと、またこれらの諸制度に関して、さらには教師養成当局の諸機能に関連する改革について望ましいと考えられる諸改革に関して勧告を行うこと」であった¹¹⁾。こうして委員会は設置されて以後鋭意検討を進め、1963年6月3日に『スコットランドにおける教育専門職』と題する報告書 (通称ホイットレー報告書) を提出した。

報告書は68頁にわたるもので、この中で教師資格制度の歴史的発展、現在の教師養成ならびに資格制度、他の専門職団体の制度について検討した後、教職評議会の設置とその必要理由、評議会の構成、評議会の役割や権限、評議会と教師教育機関との関係、評議会設置のための行政上の諸措置について述べ、最終的に49項目の勧告を行った。

このうち最も重要なのが、スコットランド総合教職評議会を設置することを勧告したことである。すなわち報告書において、「(前略) 我々は強力な評議会の創設を構想する。それは我々が希望するものであるが、偉大な権威ある団体へと発展し、専門職に関心のある広い領域の問題に関して思想や先導の源泉として行為するであろう」と述べ¹²⁾、この専門職団体の設立が最も重要であると指摘している。

報告書はそうした専門職団体を設置が必要な理由として次のように述べている¹³⁾。(i)現在、専門職の意見がある程度聞くルート、また議会のコントロールはあるものの、教師問題の全てについて大臣が権限を持っていること、(ii)この制度は他の専門職の場合のように国民のために有資格者を確保するという点で見れば、教師については必ずしも問題は多くないこと、(iii)しかし、専門職意識という点では他の専門職に比べて極めて劣っており、問題があり、教師はその地位や権威の意識が低く、不当に評価されていると考え、不満が存在していること、(iv)教師に関わる問題について教育専門職の意見の表明や決定への影響は現在不十分であり、彼らは自分たちの意見や見解を表明する機会が限られ、自分たちとは関係のないところで意思決定がなさ

れていると考えていること、等々を指摘し、その上で、単に専門評議会の存在が専門職の地位の向上につながるわけではないが、「こうした強力で権威があり、敬意を持たれている団体の存在が、公的観点から見ても専門職の地位を確立する重要な貢献要因であると判断する」としている¹⁴⁾。さらに報告書の指摘を続ければ、「我々は教職評議会の設立が教育専門職のみならず全体として教育サービスに多くの恩恵をもたらすと確信している。例えば、それは教育専門職に責任を果たす効果的な機会を与えるであろう。またそれは教師自身の目から見ても、また一般の人々から見ても専門職の全般的な立場を非常に強化するために多くのことをなすであろう。専門職としての教師の権威の強化は、教師の確保に貢献するであろう。より一般的に言えば、スコットランド教育の発展は教師の協力にかかっている。専門職として彼らの真の熱望を満足させるべきであるということは正しいことである」と論じている¹⁵⁾。

報告書はこのように強力な教職評議会の設置を勧告するが、しかしそれは公益の観点からこの評議会の手にすべての権限を与えることは望ましくないことを指摘している。すなわち、スコットランドにおいて、学校教育に関わる最終的な責任は政府を代表するスコットランド大臣にあり、また彼は議会に対して責任を負っていると、評議会がこうした公的統制の制約の中で作用すべきことを述べている。実際勧告にあたって委員会が最も腐心したことは、教師たちの専門的な立場と公益を代表する大臣や議会の立場をどう調整するかという点であった。この点について委員会は、(i)教師問題の改革や政策の策定に当たりこの評議会がこれを率先し、大臣に対して勧告を行えるようにすること（ただし、必要な問題について大臣から評議会に勧告を求めることができる）、(ii)大臣は勧告を受け入れる場合、その実施のために必要な規則案を作成し、これを公表して広く意見を求め適宜修正を行った後に所定の手続きで議会の承認を得ること、(iii)大臣が評議会の勧告を受け入れ難い場合、必要な協議を経てもまともでない場合は、大臣の意見を付して規則案を議会に出し、議会がこれを審議し決定すること、(iv)しかし、この規則の審議決定については修正はなく承認または否決のみであり、大臣が必要と考える場合は別に法案として議会に提案すること、等々を提案した¹⁶⁾。このように委員会は、評議会の権限が公益を代表するスコットランド大臣や議会の統制や最終判断の下で行使されるべきとしている。委員会はさらに評議会がその権限行使や決定にあたって、組合をはじめ特定の団体の利益に左右されてはならず、また関係教師養成機関などを介入支配するものではなく、あくまで広く教育に関係する人々や関係機関との協働関係、パートナーシップの下でそれが作用、活動すべきことを論じている。以上の点は委員会報告書を貫く原則であり、委員会が提案する評議会の組織構成や役割や権限関係の内容に明確に表れている。

まずスコットランド評議会を構成する委員についてであるが、(i)評議会は教師関係者のみで構成されるのではなく、広い意味で教育に関わる人々がバランスよく代表するようにすべきこと、(ii)その際広い意味で教師が多数を占めるとしても、単一の利益によって支配されるように

なるべきではないこと、(iii)このため教師の代表は団体の任命や指名によってではなく登録教師の選挙によって選ばれるべきこと、(iv)委員は各自の資質や経験を持つ独立人として参加し、特定の組織あるいは集団の利益代表として参加すべきではないこと、などの原則を掲げて提案を行った。

次に設立されるべき評議会の役割や権限であるが、報告書は「評議会の主要な役割は、教師に就く資格制度の検討を続け、関係する必要な改革の提案を率先し、またスコットランド大臣にこれらを勧告することである」と総括的にこれを明示した後に、その役割と権限について述べている。以下はその主要な事項である。

(i)教師養成に入る資格基準の決定、(ii)通常資格を持たない者の教師養成への特別の入学のための資格基準の決定、(iii)教育カレッジ、大学、その他の教育機関の教師養成に関して、その学問的、技術的、専門的準備の内容、方法、長さ、基準についての監視、(iv)臨時的サービス、試補サービス、生涯にわたる免許を含め教師資格証又は免許の付与、(v)教える資格、又は免許を持った人々の登録の維持、(vi)スコットランド以外で教育を受け資格を与えられた人々への特別の登録許可原則の決定、また特定のケースについての原則の適用、(vii)教師の行った行為について必要な場合、教える免許を保有する人々に対する懲戒権の行使（これは専門職的行為の審査検討や登録抹消などを含む）、(viii)数やカテゴリーを含め、変化する需要に応じるための教師の需給に関する検討、(ix)教師養成の制度に関わる行政的統制。

報告書は以上の他、評議会の財政的基盤についても論じている。すなわち、評議会設立のための初期費用は、公金から充当されのちに評議会が償還すること、設立後の評議会の費用は、登録教師が支払うお金と公金の分担金で賄われること、すべての教師は規則に従って登録料を支払わなければならないことを法律により定めること、便宜のために登録料は雇用当局が当該教師に支払う給与から差し引かれること、ただし、雇用されていない者で登録の維持を希望するものは直接評議会に支払うこと等々である。

ホイットレー委員会は以上のような内容の報告を行ったが、その中核にあることは既成専門職の在り方を基礎に起きながら、教職の特殊性をふまえて、教職独自の団体を設立しようとしたことにある。この報告書はマスコミを含め各方面から支持され、また多数の人々から歓迎された。この文書はスコットランド教育史上極めて重要な文書であると考えられる。

3、スコットランド総合教職評議会の設立

(1) スコットランド教職評議会法案の上程

ホイットレー報告書が出されて以後、関係者はそれが直ちに具体化されることを期待した。しかしそれは思うように進まなかった。政府はその遅れについて議会で指摘され、対応を急ぐ

ように求められている。例えば1964年7月29日の議会では、ハービソン議員（Miss Margaret Herbison）が政府に早期に教職評議会の設置に動くよう求め、「（前略）我々はスコットランドの教師と手を組まなければならない。我々は彼らの偉大な経験を十分に活用しなければならない。我々は彼らを信じなければならない（後略）」と論じた¹⁷⁾。またダルエル議員（Mr. Tam Dalyell）は、この改革がイングランドに波及するのを恐れているのではないかとも迫及した¹⁸⁾。政府側は法案提出のために関係者との調整や検討に時間がかかっていると説明したが、これは当時の政治情勢も絡んでいたと思われる。結局報告書を具体化した教職評議会法案は、ウイルソン労働党政権が誕生して以後、1964年12月15日に下院に上程され、審議が始まった。

法案の内容は、おおむねホイットレー報告書の内容を反映したものであった¹⁹⁾。ただこの法案をホイットレー報告書と仔細に比較すると、次の3つの点で異なっていた。1つは委員会の構成であった。委員の総数は44名で同じであったが、特にスコットランド大臣の指名を4名に減らし、スコットランド教会とローマンカソリックにそれぞれ1名を当てたことである。これは当然に宗教団体に配慮したものである。2つは評議会の勧告に関わる大臣の権限や手続きである。大臣の見解と評議会の見解が相違した場合、大臣はこれらの勧告に基づく規則案を公表するものの、理由を説明して実施しないことを可能にした。これは大臣の権限をより明確にしたものであった。3つは、教師の雇用に際して、評議会への登録を義務づける規定が入れられていないことである。この問題については教職評議会の核となる問題であり、後に述べる。

法案は上院、下院で審議されたが、審議の過程でほとんど異論や反対は出ず、関係者のすべてが支持を表明した。例えば上院の第2読会においては提案者のヒューズ卿（Lord Hughes）は教育専門職の利益と公益のバランスに十分配慮したホイットレー報告書の勧告を全面的に支持することを表明し、「政府の見解において、委員会報告書は、（中略）教職に入るものの統制の新しいシステムを構築する健全で実施可能な基礎を提供した」と述べている²⁰⁾。そして、「教職評議会が設立された時、協力の政策が豊かな実りをもたらすことを確信している。（中略）スコットランドの教師は十分独自の自治と呼びうるものを持ち、（中略）これは彼らの新しい責任、地位、特権を含む」と評価した²¹⁾。また審議においても、ロシアン侯（The Marquess of Lothian）が、「（前略）この法案はスコットランドの教育において画期的な出来事である。これ以後教育専門職は教師の需給、教員養成のコースや教育専門職へ入る人の基準のような問題において支配的な影響を持つであろう。これは教師にほとんどの他の専門職と同じ地位を与えるのに大いに有効である」と述べ全面的な支持を表明している²²⁾。

審議で問題になったことと言えば、例えば、法案に含まれた“fitness to teach”という文言の意味する内容についての疑問などであり、この他法案細部の文言の適否が議論されたのみで、法案そのものについて大きな修正はなく、1965年6月2日にはほぼ原案通りでスコットランド教職評議会法として成立した。

(2) 1965年スコットランド教職評議会法の制定とその内容

成立した法律は本文18条に加えて、評議会委員の構成、評議会の性格と手続、懲戒手続き等の詳細を定めた細則から構成されている。既述部分と若干重複するがここで設置される評議会の役割や権限等について同法の主要部分を以下の通りまとめておく²³⁾。

- ① スコットランド総合教職評議会と称する団体を設置する。
- ② 評議会は44名の委員から構成される。委員は細則に規定する以下の区分で選出される。
 - ・登録教師代表25名（ただし、このうち21名は登録教師の選挙によって選ばれ、4名は教育カレッジの長によって選ばれたカレッジ長の代表である）
 - ・地方教育当局関係代表者7名（任命）
 - ・大学及び高等教育機関代表6名（任命）
 - ・スコットランド教会代表1名（任命）及びローマンカトリック代表1名（任命）
 - ・スコットランド大臣が指名する者4名
- ③ 評議会の義務は、教育専門職に入る人物に関わる適正な教育、訓練、適格性の基準などに関して検討を続け、それらの基準や条件等に関してスコットランド大臣に勧告することである。この勧告には教師の需給問題も含まれる。勧告は評議会が適当と考える事項、また大臣から勧告を求められた事項について行われる。
- ④ 評議会は教育カレッジで提供されている教育の性格に関わる情報を保有するとともに必要な措置をとる義務がある。これら教育カレッジに関わる役割については必要な規則を大臣が定める。
 - ・評議会は教育カレッジ巡視員を任命する。巡視員は教育カレッジが提供する教育内容やコースに関して評議会に報告する。ただし、巡視員はカレッジの教育や試験に介入してはならない。
 - ・報告を受けた結果、評議会が教育カレッジの教育内容やコースを変更する必要があると判断した場合は、カレッジの理事長に勧告する。
 - ・当該理事会が評議会の勧告を拒否した場合は、その状況を大臣に報告する。
- ⑤ 評議会は法が定めるように該当者の名前、住所、資格、その他の特性を含む登録簿を作成しなければならない。
 - ・登録される対象者は、(i)有資格教師、(ii)教育カレッジで規定の教育を修めかつ教育カレッジの理事会が推薦する者、(iii)これらに該当しないが教育、訓練、適格性や経験などから評議会が登録すべきと判断した者、(iv)本法成立前にその資格をなく奪又は停止された教師で本法に規定する懲戒委員会が登録すべきと指示した者等である。
 - ・評議会は登録の形式や保管、記入その他に関して規則を制定する。規則には、暫定登録、登録に関わる登録料の支払い、登録料未払いの場合の登録の抹消、その他の事項

が含まれる。

- ・虚偽または詐欺で登録申請をした場合は即決で100ポンド以下の罰金に処する。
- ⑥ スコットランド大臣は、教師養成コースに入る条件、教育専門職に関わる教育、訓練、適格性などの基準や条件等に関して評議会の勧告を考慮して規則を作成する。
 - ・大臣は評議会の勧告を拒否し、または修正することができる。その際、大臣が拒否または修正する理由を付して、評議会の勧告を公表する。
 - ・大臣が評議会の勧告以外の規則を制定しようとする場合は、予め草案を作成し評議会に提供して評議会の検討機会を与えるものとする。
- ⑦ 評議会は調査委員会、懲戒委員会を設置する。
 - ・調査委員会は、既登録者及び登録申請者の重大な犯罪、または重大な不法行為等に関して予備調査を行う。
 - ・懲戒委員会は調査委員会より付託された事案を審査し、既登録者の登録抹消、登録申請者の登録却下等の決定を行う。
 - ・評議会はこれら委員会の委員、会合の時間、場所、召喚の手続きなどに関して規則を制定する。
 - ・委員会の決定に異議がある場合は、通告後28日以内に、スコットランド最高民事裁判所 (Court of Session) に訴えることができる。
- ⑧ 評議会の費用のうち、必要に応じて国庫から補助金、貸付金を支払う。ただし貸付金については条件に従って後に償還する。(筆者注、評議会必要費用の大部分は登録者の登録料によって賄われることが前提とされていた。)

ところで、先に指摘したように、法文に教職評議会への登録義務条項が入れられなかったことは、評議会の存在意義ともかかわって大きな問題であった。筆者は議会議事録をはじめ各種の資料にすべて目を通したが、この問題はどこでも議論されず、また指摘もなかった。この点について、マセソンは、「スコットランド総合教職評議会の起源が教師自身によってそのような団体が要求されたことにあることから、法案を起草した人々は教師が登録を拒否するというような可能性を考えることさえしなかったように思われる。実際、1965年2月の(筆者注、法案を審議する)スコットランド委員会での長い審議の間にも、5月の上院の第二読会においても、誰一人として登録義務の問題を述べる者はいなかった」と述べ²⁴⁾、ある意味で楽観的な解釈をしている。しかし、この解釈は若干ナイーブであると思われる。その証拠に、スコットランド評議会が設立された後、活動を進める過程でこの登録義務問題が大きな問題になり、この評議会の存在そのものを揺るがす事態ともなりかねなかった。これを考えると、教師集団の側、法案起草者、議会関係者のすべてが、法案の成立のために、問題をはらんだこの条項を入れるのを避け、あるいはこの問題を明確にするのを避けたのではないかと推論できる。つまりある

意味で法律の成立を確実にするために、関係者の暗黙の了解が成立していたと考えることができるのである。

4、設立期のスコットランド総合教職評議会の活動とその問題点

1965年にスコットランド教職評議会法が成立し、その設置が決まるとともに、既存のスコットランド教師養成評議会関係者の支援を受けて選挙が行われ、また委員が選任された。そして、翌1966年3月11日に、この教師養成評議会が使用している庁舎において第1回の会議が開かれた。この会議に際してスコットランド大臣、ロス（Ross, W.）がメッセージを寄せている。彼は「スコットランド総合教職評議会の最初の会合はスコットランドの教育史において重要な画期的な出来事である。それは終わりでもあり始まりでもある。何年かにわたって発展してきた過程の総決算でもあり、また教育専門職に関わる問題の新たな段階の出発点でもある」と述べ、評議会の義務と役割、今後の教育改革に不可欠な教師の問題とその資質能力、また今後に向けた改革の検討などを委員会に要請し鼓舞した。そして彼は、「スコットランドの教育の進歩的發展が教師の協力にかかっている。また専門職として彼らの適法な熱望が満たされるべきことが正当である」として教師が最も重要であると締めくくった²⁵⁾。

この第1回の会合において、評議会会長としてリーズ（Lees, D.）が選任されるとともに、法規定に基づく役割を果たすべく活動が開始された²⁶⁾。以後スコットランド評議会はおおむね年4回の総会を開催し、重要事項を審議決定したが、日常的には登録業務担当者が置かれ、また所掌事務に応じた常設委員会が組織されこれらを中心に活動が展開された。これらの委員会のうち、特別登録許可検討委員会、調査委員会、懲戒委員会の3つは法定委員会であった。評議会はこの他に、財政及び一般目的委員会、暫定登録並びに試補サービス関係委員会、教師需給検討委員会、教育カレッジ巡回委員会、継続教育委員会などを設置し、これらを通して関係の業務を処理していった。また評議会が検討する必要がある事項については、適宜作業グループ（working group）が設置され、検討の結果は評議会に報告された。さらに評議会は順次スコットランド教師登録規則〔Teachers' Registration (Scotland) Rules 1967〕、特別登録認可原則（Statement of Principles for Exceptional Admission to the Register 1968）、調査委員会及び懲戒委員会の構成及び会合に関する規則（Rules concerning Constitution and Meetings of the Investigating Committee and Disciplinary Committee 1967）、懲戒委員会手続き規則〔Disciplinary Committee (Procedure) Rules 1967〕などの内部規則を作成しその活動を展開していった。

ところでスコットランド評議会にとって最も重要な役割は、教師の登録に関することであった。すでに検討したホットレー報告書においてもこれが最も重要であるとされたが、この登録

業務は評議会の存立基盤の根幹に関わることであった。また登録に伴う登録料の徴収は評議会が作用するための財政基盤確立の上でも重要であった。さらに登録は教師の統制や規律維持にとっても重要であり、これによってその実績を示す必要があった。

しかしながら、既述のように1964年の法案にも、成立した法律も教師の登録義務について明文規定は入れられなかった。評議会は活動を進める過程で、有資格教師を含む教師全員の登録義務化の方針を決定し、教育局にそのための規則制定を求めた。そして紆余曲折を経て、教育局もこれに応じて関係規則を制定した。

こうした登録の義務化については、すでに資格を得ている教師から批判と反発が生じ、登録拒否の動きが広がった。有資格教員は、すでに1965年以前に大臣から能力証明書を獲得していた²⁷⁾。そしてこの資格書を有していることは教師として働くための適格性を認められることであり、給与規則に従って俸給や年金を受けとる権能を与えられた。この証明書は不法行為があった場合を除いて生涯にわたり有効であった。登録にあたって登録料を支払わなければならないことも大きな問題となった。こうして有資格教師の一定の者から登録拒否の動きが生じ、スコットランド教員協会及びスコットランド中等学校教員協会もそのメンバーが登録しないように勧告した。こうした状況の中で、政府は地方当局に登録しない教師についてはこれを免職するように伝達した。また評議会も登録の必要性につき通知を出した。このような処置により、多くの教師が登録するようになったが、なお一定の教師が登録の拒否を続け免職されるものも出た。免職された教師の一人は登録の強制が無効であるとして裁判所に訴えた。裁判所で敗訴すると、さらに上訴しこの問題は最終的に上院の判断を求めるところまで行った²⁸⁾。この問題に最終的な決着がつくのは1973年に教育法が制定されてからであった。

この登録問題とも関わって問題となったのが無資格教師解消であった。スコットランド評議会を設置する目的の一つは、無資格教師をなくすことであった。したがって、教師集団からはこうした無資格教師を排除することを求める声が強く、彼ら是对応の遅れを批判した。評議会は無資格教師排除の方針をとろうとするが、教師不足が進行する中で、教育局との間で現実的対応をとらざるを得なかった。こうした過程で評議会は条件付き登録という制度を決め、これを申請した無資格教師のうち一定の期間を経て条件を満たしたものを正規登録教師にした。

教育局は初等学校教師については無資格教師解消の期限を設け、スコットランド評議会の方針を認めたが、しかし中等学校教師については教師数不足を解消する見込みが立たないことから、別の制度を設けた。すなわち教育局の主導により個別審査会合（reference panel）を設置し、無資格中等学校教師の適格性を個別に審査することになった。さらに初等学校教師養成カレッジへの男子の入学資格の緩和も求め、評議会はこれに応じた。

こうした施策は教員組合の反発を招いたが、教師不足問題の解決のため、評議会は教育局の方針と妥協して現実的対応を進めざるを得なかった。それは1968年の通達において、次のよう

に述べその方針をやむなしとした。「学校における無資格男女教師の雇用に関わる問題は、教師組織のすべての努力にもかかわらず過去20年にわたって増加してきた。(中略)20年間扱いにくいと分かった問題を2年間で完全に解決することを新たに創設された評議会に期待することは不合理のように思える。²⁹⁾」

設立後活動を続けてきたスコットランド評議会に関しては様々な声が寄せられ、批判もなされた。このため政府は1969年3月6日に議会において評議会見直しの方針を示し、大臣が関係団体の代表を招集してこの評議会の組織や機能・役割についての評価や改善などの意見を求め、それを基礎に改善案を示そうとした。このスコットランド評議会見直しの報告書は、1969年10月に出された³⁰⁾。この中で、教師の代表を実質的にさらに増やすべきこと、登録制度を実質化すべきこと、教師や教師関係団体とスコットランド評議会の不十分な意思疎通を改善すべきことなどが指摘されている。特に登録制度については、規則によって教師として勤務するためには評議会への登録が義務になっているが、なお登録を渋りまたこれを拒むものがあること、その理由は評議会への不満であったり、既に獲得した資格で十分と考えたり、登録料の支払いを拒む場合があること、雇用する当局もこうした未登録に対して適切な対応措置をとらない場合があることを指摘している。その上で、評議会への登録制度を維持し、また登録料を確実に徴収するために、雇用当局が俸給から天引きすることを可能にする方策が必要であり、そのための措置を検討すべきことが述べられている。ただこの見直し報告書において大きな改革をすべしという提案はなく、また改善の必要な点についても委員の構成や選任に関わる軽微な点が指摘されたのみであった。その他の点では、評議会の成功はその委員やリーダーシップの資質や専門職による評議会の権威の受容にかかっていること、したがって、評議会は専門職から敬意を獲得することが重要であることなどが指摘されている。政府はこの報告書に基づき、1970年4月に修正命令を出した。その主要な点は評議会の委員構成に関わるものであり、委員の数を44人から49人に増加し、増加分を教師委員に充てた。また校長に留保されていた定員を撤廃した。この命令では評議会の役割や権限について変更はなされなかった。

スコットランド評議会は以上のように登録の義務化や無資格教師への対応で問題を抱えながら活動を続けたが、1971年頃からこれらの問題も徐々に解決に向かうようになっていった。1972年にスコットランド教育局が発行した『スコットランドにおける公教育』と題する文書には、1971年以後スコットランド評議会の委員の過半数が教育専門職によって選挙された教師であることを示し、確立されてきた評議会への登録制度、資格付与制度、試補制度、不法行為を行った教師の懲戒制度の概要について解説するとともに、公立学校で雇用され、また基準に基づいて給与が支給されるためにはスコットランド評議会への登録が義務であることを明示した³¹⁾。また1974年に出された文書でも制度がほぼ確立したことを示した³²⁾。

ところで、マセソンはその著書において、評議会の歴史を次のように振り返っている。「評

議会の物語は試行錯誤と盛衰のそれであった。評議会がすぐに専門職から無資格教師を排除するであろうという期待の重圧の下で、またそれがそうできないことに失望した人々や義務的登録制度の合法性を告発した人々の反対の重圧の下で、それが誕生した時から最初の数年間で容易に崩壊する可能性があった。1970年代および1980年代においても時々、それはカレッジの講師たちの登録問題に関して嵐のような時期に遭遇した。この時期は多数の、実際ほとんどの教師が評議会の存在に無関心であった時期であった。設立から10年間に、ある場合はスコットランド大臣に従属的であると批判され、一方同時にスコットランド教育協会の作り物以上ではないと批判され、また教育カレッジの長のポケットの中にあると思われた時、評議会はそのアイデンティティを見出すために奮闘した。その最初の存在の20年間に、敵対的なスコットランド大臣ならおそらく専門職の抵抗をほとんど受けることなくそれを排除できた可能性がある。³³⁾

この文章に見られるとおり、設立後のスコットランド評議会は不安定であり、極めて困難な船出をしなければならなかった。スコットランド省との間で葛藤があり、利害の調整が求められた。組合の強い要求もあった。政府の言いなりになっているという批判、逆に組合の影響が強すぎるという批判もあった。教師たちの誤解や無理解もあった。このような問題や批判があり、危機にも直面したが、しかし参照できた当時の資料からは組合もまた教育関係者もこれを廃止しようとする動きをとったという事実は全く確認できなかった。逆に評議会を支援する声が存在した。例えば、スコットランド教育誌は、「(前略)新しい団体が個々の教師にすぐに、また直接的な恩恵を与えることはないかもしれない。しかし、それはすべての専門職の包括的な利益、権利、特権、責任を代表している。確かに専門職のすべての成員がそれを支持することは、同僚とともに自らの義務である」と支持を表明しているのである³⁴⁾。

5、おわりに

以上本稿は、教師の専門職団体であるスコットランド総合教職評議会が如何なる背景の下で如何に構想され、また具体化され制度化されたか、それは設立初期の極めて困難な状況の中でどう対応し、活動を始めたか等について論じてきた。

マセソンは設立期の困難な時代にもかかわらず、スコットランド評議会が無資格教師の排除、教師登録の手続き、不法行為を行った教師の懲戒、試補制度等について緩慢ではあったがささやかながら成果をあげていき、教師の問題に関して大臣に政策提言を行い、また交渉したと述べている。さらにマセソンの言葉を続ければ、「しかしその最大の成果は上述のいずれでもなく、それが危機的な揺籃期においてともかく存続したこと」であった³⁵⁾。イングリスはこの危機的な揺籃期を乗り切るにより、「教職評議会及び教育専門職に、より安定した未来のための期待をその後の人達に渡すことができた」と指摘した³⁶⁾。

既に別稿で論じたように1998年の教育法に基づいて設置されたイングランド評議会は、2010年の教育法によって廃止され、その役割や権限は教育省に取り込まれた³⁷⁾。これに対しスコットランド評議会は今日も存続している。それは単に存続しているだけではなく、現在独立した自律的・自己規制的な教師の専門職団体としてゆるぎない地位を確立しており、スコットランドの教育ならびに教師の資質向上にきわめて大きな役割を果たしている。上に見られるイングランドとスコットランドの差はどこから来るのであろうか。諸資料や聞き取りなどから判断すると、最も重要なのは一部には批判はあったものの、教員組合や教育関係者の多くが評議会の設立や存続を支えたことがある。さらにその基礎に、16世紀以来今日まで続くスコットランドにおける教育を重視し、また教師を信頼するという歴史や伝統、風土があったことである³⁸⁾。文献等には言及されていないが、さらにスコットランド省や教育局の規模の問題もあるのではないと思われる。すなわち、それらは規模が小さく、スタッフも必ずしも多くなく、教師団体の協力を得ながら教育政策を進めなければならないことも関係していると考えられる。しかし最も重要であったのは、スコットランド評議会の本質に関わることである。ホワイトフォード(Whiteford, J.L.)は、その名称から見て取れるように、「評議会が教師ではなく、教育のための評議会であったことを想起しなければならない」と述べているが³⁹⁾、まさにこれはスコットランドの教育、さらには子どものための団体であり、そのために関係者が協働し、常に最適な人物が教師になるという原則を確立していったことが重要である。イングランドにおいてはスコットランドとは反対の事態が進行したと思われる。すなわち、当局の教師を信頼しないような政策が進展し、また教員組合や教育関係者の利害が一致せず、教員組合そのものがイングランド評議会の解体を唱え、またはこれを支持したのである。

既述のようにスコットランド評議会は当初から困難な諸問題を抱えていた。評議会を支えるべき一般教師の評議会に対する理解や関心も必ずしも高くなく、それは設立期から改革期に委員の選挙の投票率が20～30%で推移したということにも現れていた。スコットランド評議会が試行錯誤をしつつどのようにしてそれらの問題を解決し、教師全体の意識を高め、方向性を見定め、現在のような位置を占めるようになったかを検討することが次の課題である。また本稿ではスコットランド評議会が行った教師の資質能力を向上するための個々の活動や方策、提案を具体的かつ詳細に論じることができなかつた。これも他日行いたいと考えている。

注

- 1) 本稿では、教職専門団体と区別するために、主として給与や勤務条件の問題に取り組む団体を通例に従って教員組合とした。
- 2) 藤田①、藤田②

- 3) 一例をあげれば、スコットランド教育局長が教育科学省事務次官宛に、スコットランド評議会に関わる資料を付してその有効性を述べた文書を送付している。[Letter from R. Wilson (Scottish Education Department) to J. Caines (Permanent Under Secretary of Department of Education and Science), 16 May 1990] その他多年にわたって関係往復書簡が多数存在している。
- 4) Hunter, A., to Author, interview in Darlington, 23 August 2015.
- 5) なお連合王国では1999年にウェールズ教職評議会が、また2002年に北アイルランド教職評議会が設立され、それらは現在も存続している。
- 6) Inglis (1970), p.56.
- 7) Inglis (1970), Matheson (2015). 特に設立期を論じたもので参考になる文献は、この2つである。なお、筆者は2015年8月30日から9月1日までマセソン博士の自宅に滞在し、指導を受けるとともに意見交換を行った。また氏の紹介でスコットランド評議会の2名の統括責任者にインタビューを行い内部情報を得た。参考までに、同評議会の現在の庁舎を資料1に示した。
- 8) Bryce and Humes (1999), pp.115-118, 978-982.
- 9) なお、スコットランド教員協会は、1976年にイングランド等を含む全国教師ならびに女子教師連盟 (National Association of Schoolmasters and Union of Women Teachers) と統合した。
- 10) この会議及び当時の状況については、Matheson (2015), pp.6-7. を参考にした。
- 11) SED (1963), p.1.
- 12) *ibid.* p.21.
- 13) *ibid.* p.14-19.
- 14) *ibid.* p.17.
- 15) *ibid.* p.19.
- 16) 以下 SED (1963) の中で、権限関係については、pp. 25-35、組織構成については、pp. 20-28、権限及び財政問題については、pp. 28-52、55-57を分析検討した。
- 17) Hansard, House of Commons (1964), Vol.699, col.1746.
- 18) *ibid.*, col.1751.
- 19) スコットランド教職評議会法案の正式名称は次の通りである。A Bill intituled An Act to provide for the establishment in Scotland of a Teaching Council; to provide for the registration of teachers, for regulating their professional training and for cancelling registration in cases of misconducts: and for purposes connected with the matters aforesaid.
- 20) Hansard, House of Lords (1965), Vol.266, col.375.
- 21) *ibid.*
- 22) *ibid.*, col.379.
- 23) Teaching Council (Scotland) Act 1965, Elizabeth II 1965 Chapter 19.
- 24) Matheson (2015), p.11.
- 25) GTCs, *Minutes* No.1, Vol.1. 1966/1, p.4.

- 26) GTCS, *Minutes* No.1 (1966)~No.34 (1968) による。ただし、GTCS の議事録は、おおむね当該会議日の審議事項と結果のみ記されており、議論を含めて詳細については書かれていない。
- 27) 登録問題、無資格教師問題については、Matheson (2015), pp.13-19、及び GTCS, *Handbook* (1990), pp.23-24を参考にした。
- 28) これはマロック (Malloch, J.S.) という教師であり、マロック事件と言われる。これについては、Matheson (2015), pp.22-34 で詳しく述べられている。なお、最大の組合であるスコットランド教育協会はおおむね評議会を支持した。
- 29) GTCS Circular number 4, Feb.1968.
- 30) SED (1969)
- 31) SED (1972), pp.49-51.
- 32) Miller (1974). なお個別審査会合の承認に基づく時限的な無資格教師の雇用について教育局は中等学校の場合には1972年に、特別学校の場合には1973年に廃止されることを明示した。また1973年の法律によって登録料の給料からの天引きが可能になった。
- 33) Matheson (2015), p.105.
- 34) *Scottish Educational Journal*, 21 October, 1966, referred in Matheson (2013).
- 35) Matheson (2015), p.19.
- 36) Inglis (1970), p.67.
- 37) 藤田②
- 38) GTCS *Handbook* (1990), p.22-23, Kirk (2000), pp.237-243. さらにタイムズ教育版の次の記事が重要である。“Trusted in Scotland, scorned in England” (*Times Educational Supplement*, 29 January 1999)
- 39) GTCS *Handbook* (1990), p.31.

参考文献

- 藤田弘之、「教師の専門職的適格性の確保のための制度的枠組みに関わる検討——イギリスにおける総合教職評議会 (General Teaching Council) による対応を中心として——」、『研究論集』(関西外国語大学)、第101号、2015年。(藤田①)
- 、「イギリス連立政権下の総合教職評議会 (General Teaching Council for England) の廃止と不適格教師に関わる対応措置の改変に関する考察」、『滋賀大学教育学部紀要』、第65号、2015年。(藤田②)
- Bryce, T.G.K. and Humes, W.M. edited, *Scottish Education*, Edinburgh University Press, 1999.
- General Teaching Council for Scotland (注においてはこれをGTCSと略す), *Minutes*, No.1 (1966)~No.34 (1968).
- , *Handbook*, 1977 and 1990.
- Matheson, I., *A Difficult Birth*, (Private Paper), 2013.
- , *Milestones and Minefields*, General Teaching Council for Scotland, 2015.

Miller, J., *The General Teaching Council: Achievement and Potentialities*, (Paper) 1974.

Scottish Education Department (注においてはこれをSEDと略す), *The Teaching Profession in Scotland, Arrangements for the Award and Withdrawal of Certificates of Competency to Teach*, Her Majesty's Stationery Office, 1963, (Cmnd.2066).

—, *Review of the Constitution and Functions of the General Teaching Council: Memorandum by the Secretary of State for Scotland*, Her Majesty's Stationery Office, 1969.

—, *Public Education in Scotland*, Her Majesty's Stationery Office, 1972.

UK Parliament, *Parliamentary Debates* (注においてはこれをHansardと略す), Fifth Series, House of Commons, Vol.699, 1964, Vol.704, 1965, Her Majesty's Stationery Office.

—, Fifth Series, House of Lords, Vol.266, 1965, Her Majesty's Stationery Office.

Inglis, W.B., "The General Teaching Council for Scotland", *British Journal of Educational Studies*, Vol.18, No.1, 1970, pp.56-68.

Kirk, G., "The General Teaching Council for England", *School Leadership and Management*, Vol.20, No.2, 2000, pp.235-246.

(ふじた・ひろゆき 外国語学部教授)